

5 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、職員の身分を保障することを前提として、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として、職員の意に反して行う不利益処分です。分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

令和3年度の方限処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

処分の種類		免職	休職	降任	降給	計
処分事由						
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条第 1 項第 1 号					0
心身の故障の場合	地公法第 28 条第 1 項第 2 号 地公法第 28 条第 2 項第 1 号		34			34
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条第 1 項第 3 号					0
定数の改廃等により廃職又は過員を生じた場合	地公法第 28 条第 1 項第 4 号					0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条第 2 項第 2 号					0
計		0	34	0	0	34

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分された場合は、その数を重複して計上しています。
2 休職処分を受けている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。
3 処分の内容について

〔免職〕 職員の意に反して職員としての身分を失わせること

〔休職〕 職員に職を保有させたまま一定期間職務に従事させないこと

〔降任〕 職員を現に保有する職よりも下位の職に任命すること

〔降給〕 職員に支給されている給料を現在よりも低い額に引き下げるこ

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員が一定の義務違反を行った場合に、公務における規律と秩序を維持することを目的として、違反に対する道義的責任を追及し制裁として科す処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

令和3年度の懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

処分の種類 処分事由		免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号					0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号					0
全体の奉仕者として相応しくない非行があった場合	地公法第29条第1項第3号					0
計						0

(注) 1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分された場合は、その数を重複して計上します。

2 処分の内容について

〔免職〕 職員の意に反して職員としての身分を失わせること

〔停職〕 職員に職を保有させたまま一定期間職務に従事させないこと

〔減給〕 一定期間職員の給料の一定割合を減額して支給すること

〔戒告〕 職員の義務違反の責任を確認するとともにその将来を戒めること